

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【公開番号】特開2013-33250(P2013-33250A)

【公開日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-008

【出願番号】特願2012-156550(P2012-156550)

【国際特許分類】

G 03 G 15/16 (2006.01)

G 03 G 15/00 (2006.01)

C 08 L 69/00 (2006.01)

C 08 G 64/06 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/16

G 03 G 15/00 5 5 0

C 08 L 69/00

C 08 G 64/06

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月15日(2015.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

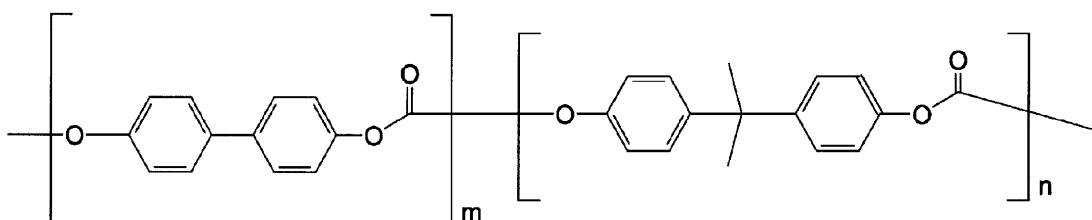
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリイミド、ポリアミドイミド、ポリエーテルイミド、又はそれらの混合物の支持基材と、伝導性フィラー構成成分、ポリシロキサン、及びビアリールポリカーボネートの混合物の層と、を有する中間転写部材であって、前記ビアリールポリカーボネートが、以下の式／構造によって表され、式中、mは約20モル%であり、nは約80モル%であり、前記ビアリールポリカーボネートは、約5,000～約100,000の範囲の数平均分子量を有し、約8,000～約300,000の範囲の重量平均分子量を有し、

【化1】



前記部材は、電子写真現像された画像を受容し、前記部材は、約2,500～約5,000メガパスカルのヤング率、および約70～約150メガパスカルの破断強度を有し、前記ポリシロキサンはポリジメチルシロキサンであり、前記伝導性フィラー構成成分はカーボンブラックであり、カーボンブラック／ビアリールポリカーボネート／ポリジメチルシロキサンの比は12.8/87/0.2であることを特徴とする中間転写部材。

【請求項2】

前記mは20モル%であり、前記nは80モル%であることを特徴とする請求項1に記載の中間転写部材。

**【請求項 3】**

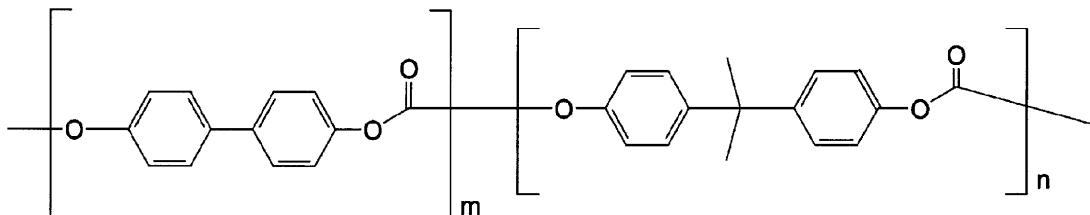
前記  $m$  は 20 モル % であり、前記  $n$  は 80 モル % であり、前記ビアリールポリカーボネートの数平均分子量は、ゲル浸透クロマトグラフィ分析で、約 38,000 であることを特徴とする請求項 1 に記載の中間転写部材。

**【請求項 4】**

前記ポリシロキサンはポリエーテルとポリジメチルシロキサンのコポリマー、ポリエステルとポリジメチルシロキサンのコポリマー、ポリアクリレートとポリジメチルシロキサンのコポリマー、又はポリエステルポリエーテルとポリジメチルシロキサンのコポリマーであることを特徴とする請求項 1 に記載の中間転写部材。

**【請求項 5】**

ビアリールポリカーボネート、ポリシロキサン、及び伝導性フィラー構成成分の混合物を有する中間転写部材であって、前記部材は、3,800 メガパスカルのヤング率、および 120 メガパスカルの破断強度を有し、前記混合物は金属基材から容易に離型可能であり、前記ビアリールポリカーボネートは、以下の式 / 構造によって表され、式中、 $m$  は 20 モル % であり、 $n$  は 80 モル % であり、前記ビアリールポリカーボネートは、約 5,000 ~ 約 100,000 の範囲の数平均分子量を有し、約 8,000 ~ 約 300,000 の範囲の重量平均分子量を有し、

**【化 2】**

前記部材は、電子写真現像された画像を受容し、前記ビアリールポリカーボネートは、約 180 ~ 約 300 の範囲のガラス転移温度を有することを特徴とする中間転写部材。